

## 熊本県「ロゴ・キャッチフレーズ」使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県以外の者が、別記熊本県「ロゴ・キャッチフレーズ」(以下「くまもとロゴ」という。)を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (くまもとロゴに関する権限)

第2条 くまもとロゴに関する一切の権限は、熊本県に属する。

### (使用の承認)

第3条 くまもとロゴを使用しようとする者は、あらかじめ熊本県知事(以下「知事」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市町村等の公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 第10条に定める包括承認された団体及びその構成員が使用する場合
- (4) その他使用承認の手続きを必要としないと知事が認めた場合

### (使用の申込み)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) くまもとロゴの使用内容がわかる見本、企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (使用承認の基準)

第5条 知事は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が熊本県のイメージアップに寄与すると認めるときは、使用について承認し、使用承認通知書(別記様式第2号)を申請者へ交付する。

2 くまもとロゴの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は承認しないものとする。

- (1) 熊本県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (5) その他承認することを知事が不相当と認めた場合

(使用承認の条件)

第6条 知事は、使用承認のために必要があると認める場合には、くまもとロゴの使用法その他について、条件を付することができる。また、使用料金については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 くまもとロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること。
- (2) くまもとロゴの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) くまもとロゴ使用後の物件又は写真を速やかに知事に提出すること。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が、使用承認を受けた物件の内容について、追加または変更しようとする場合は、あらかじめ追加（変更）申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する追加（変更）申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、追加（変更）承認通知書（別記様式第4号）を交付する。

(承認の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、くまもとロゴの使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者が、この規程に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他くまもとロゴの使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、使用者にくまもとロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(包括承認)

第10条 包括承認を受けようとする団体の代表者は、包括承認申請書（別記様式第5号）に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない

ない。

- (1) 団体の規約等、団体の事業内容がわかる資料
  - (2) 団体の構成員名簿
  - (3) くまもとロゴの使用内容がわかる見本、企画書等
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請を適当と認める場合は、包括承認通知書（別記様式第6号）を申請者へ交付するものとする。

（包括承認後の報告の聴取等）

第11条 前条の規定により包括承認を受けた団体及び構成員がくまもとロゴを使用した場合は、団体の代表者は、速やかに使用した物件の概要を知事へ届け出なければならない。

- 2 知事は、承認の事務執行の適正を期するため、前項に基づく報告に加え、その事務の状況に関して、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

（包括承認の取消し等）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する包括承認を取り消し、包括承認を与えた者に対し必要な是正措置を命ずることができる。

- (1) 包括承認を与えた団体又は団体の構成員がこの規程に違反したとき。
- (2) 包括承認を与えた団体又は団体の構成員が包括承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他、包括承認継続が不相当であると認められたとき。

（審査会）

第13条 知事は、この規定に定める使用承認等の事務を適切に執行するため、必要に応じ庁内に審査会を設置することができる。

（使用の非独占性）

第14条 知事又は包括承認を受けた者による使用承認は、使用者が独占してくまもとロゴを使用する権利を付与するものではない。

（経費等の負担）

第15条 熊本県は、この規程によりくまもとロゴ使用の承認を行った者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第16条 熊本県は、くまもとロゴ使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第17条 知事は、包括承認及びくまもとロゴ使用の承認の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第18条 この規定に関する事務は、商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、くまもとロゴ使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年10月1日から適用する。

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この規程は、平成22年5月25日から適用する。